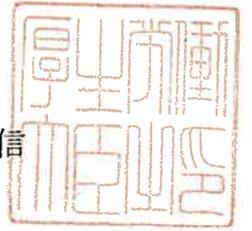


港湾労働法施行規則の一部を改正する省令 案要綱

厚生労働省発職 0525 第 3 号
令和 2 年 5 月 25 日

労働政策審議会
会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「港湾労働法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

港湾労働法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 事業主による令和二年三月一日から同年六月三十日までにおける港湾労働法第十一条の規定による港湾

労働者の雇入れの状況等の報告期限を令和二年八月十五日までとすること。

第二 この省令は、公布の日から施行し、令和二年三月一日から適用すること。